

■クーリング・オフ一覧表

●特定商取引法によりクーリング・オフ制度一覧表

取引内容	期間	適用対象
訪問販売	契約書を受領した日を含めて（以下同様） 8日間	店舗外での契約 点検商法、キャッチセールス、SF商法（催眠商法）など
電話勧誘販売	8日間	業者からの電話による商品やサービスの契約 資格取得用教材などの取引
特定継続的役務提供	8日間	エステ、 美容医療サービス（リンク先へ） 、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービス 店舗契約を含む
連鎖販売取引	20日間	マルチ商法 健康食品、化粧品など、全ての商品・権利・役務
業務提供誘引販売取引	20日間	内職・モニター商法 教材、チラシなどの購入を伴う内職。全ての商品・権利・役務
訪問購入	8日間	消費者の自宅等を訪問し、商品の買い取りを行う いわゆる「押し買い」

【注意！】

1. クーリング・オフ期間の日数は契約書を受領した日を含みます。
2. 期間内に通知書を発信すればよく、相手に通知が届くのは期限後でも構いません。
3. 通信販売には特定商取引上のクーリング・オフ制度はありません。
(但し、販売会社により自主基準で返品制度を設けている場合があります。)
4. 平成 21 年 12 月 1 日より、通信販売事業者に返品特約表示（商品と指定権利の売買契約の申込みの撤回、または解除に関する事項の表示）が義務づけられました。
8 日以内は契約解除を行うことができるようになりました。
5. 平成 25 年 2 月 21 日より、訪問購入を追加。訪問購入では、クーリング・オフ期間中は商品の引渡しを拒むことができます。
6. 平成 29 年 12 月 1 日より、特定継続的役務提供の適用対象に美容医療が追加されました。